

7 合併をする場合

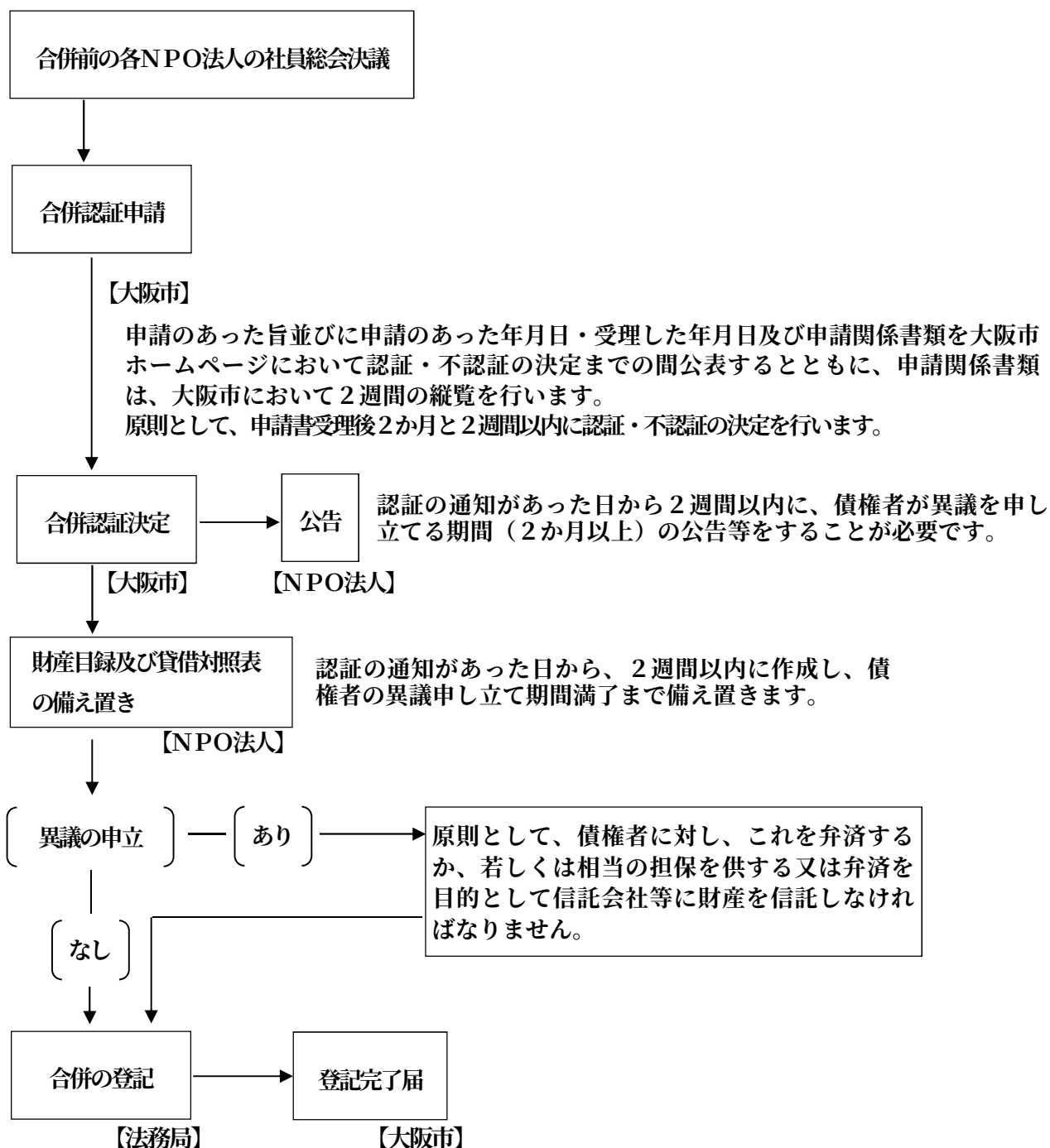
NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33)。

NPO法人が合併する場合は、合併後のNPO法人の事務所が所在する所轄庁の認証を受けなければなりません。

大阪市長の認証を受けるときは、合併により設立する又は合併により存続するNPO法人の全ての事務所が大阪市内にある場合に限られます。合併の認証に伴う手続については、原則として設立認証手続に準じて行います。

なお、認定、特例認定NPO法人と合併する場合は「特定非営利活動法人（NPO法人）認定・特例認定の手引」を参照してください。

〔手続の流れ〕



特定非営利活動法人合併認証申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者 合併の認証を受けようとする
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の所在地

郵送の場合は投函日、持
参の場合は持参日を記入

合併する前の法人
の連名で申請して
ください。

合併の認証を受けようとする
特定非営利活動法人の名称
ふ り が な
代 表 者 の 氏 名
主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法
第34条第4項の規定により、次のとおり申請します。

合併後存続し、 又は合併により 設立する特定非 営利活動法人に 係る事項	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定款の目的（定款例では第3条）を省 略せずに全文記載してください。
	そ の 他 の 事 務 所 の 所 在 地	
	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的	
添 付 書 類	1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 （次の書類は、合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活 動法人に係るものを添付すること） 2 定款（正副各1部） 3 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報 酬の有無を記載した名簿（正副各1部） 4 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違 反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 5 各役員の住所又は居所を証する書面 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表 者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認 したことを示す書面 8 合併趣旨書（正副各1部） 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（正副各1部） 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（正副各1部） （備考） 法とは、特定非営利活動促進法をいう。	

【 注意事項 】

- ① 添付書類のうち、「合併の議決をした社員総会の議事録の謄本」は、合併前の各NPO法人に関するものとなります。それ以外の書類は、合併後のNPO法人に関する書類となります。
- ② その他、添付書類等については「特定非営利活動法人（NPO法人）設立の手引」を参照してください。